1	個人情報ファイルの名称	第11回特別弔慰金受付者ファイル		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部福祉保険課		
4	個人情報ファイルの利用目的	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付をした方に請求 指導、記名国債の交付等を行うために利用する。		
\$	個人情報ファイルの記録項目	1戦没者氏名・ふりがな、2裁定都道府県、3請求者氏名、4続 柄、5郵便番号・住所、6受付日、7裁定日、8裁定記号・番号、9 国債交付日、10国債番号(い号)		
6	記録範囲	第11回特別弔慰金の請求を行った者		
7	記録情報の収集方法	請求者(代理人)からの提出された書類記載情報,戸籍,北海 道への確認,国債交付に係る通知		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない		
9	記録情報の経常的提供先	〔外部提供〕 北海道,他の自治体の援護事務関係部局		
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別			
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し		
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		

1	個人情報ファイルの名称	特別定額給付金ファイル	
2	 行政機関等の名称	旭川市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部福祉保険課	
4	個人情報ファイルの利用目的	川低額給付金の支給状況を管理するために	利用する。
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1氏名,2生年月日,3住所,4続柄,5宛名番号,6支給口座,73 給金額,8支払日	
6	記録範囲	ロ2 年度旭川市特別定額給付金の支給対象† 持構成員	世帯の世帯主及び
7	記録情報の収集方法		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	きない	
9	記録情報の経常的提供先	無し	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	,	
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイ	`ル)
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理	[ファイル)
13	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	<u></u> 無し	
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16	備考		
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日	

1	個人情報ファイルの名称	避難行	「動要支援者名簿ファイル
2	行政機関等の名称	旭川市	ī長
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保	<b>以</b> 民 政 部 福 祉 保 政 課
4	個人情報ファイルの利用目的		の避難に支援を必要とする方が災害時に円滑に避難でき )避難支援方法等の検討を行うために利用する。
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1氏名, 2生年月日, 3性別, 4住所又は居所, 5電話番号その他の連絡先, 6避難支援等を必要とする事由, 7特記事項の有無, 8個別計画の有無, 9その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項	
6	記録範囲	に配慮	図者(災害対策法では高齢者,障害者,乳幼児その他の特別を要する者と規定)のうち,旭川市地域防災計画で定め 図を要する者と規定)のうち,旭川市地域防災計画で定め 関に当てはまる方を避難行動要支援者(対象者)としてい
7	記録情報の収集方法	保健福	福祉情報システム,本人,本人家族,代理人の申告
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	〔目的外利用〕 防災安全部防災課 〔外部提供〕 消防機関,自主防災組織,警察,福祉事業者,民生委員,社会 福祉協議会,その他の避難支援等の実施に携わる関係者	
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ		法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
12	ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	ー 「 有り	
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16)	備考		
17)	作成日 (最終修正日)	令和5年4月1日	

1	個人情報ファイルの名称	福祉灯油・物価高騰対策給付金ファイル		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部福祉保険課		
4	個人情報ファイルの利用目的	福祉灯油・物価高騰対策給付金を支給するために利用する。		
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1氏名, 2生年月日, 3住所, 4続柄, 5宛名番号, 6住民税課税・ 非課税の情報, 7生活保護受給情報, 8重度障がい者情報, 9ひと り親家庭等医療費助成制度による受給資格情報, 10支給口座, 11支給金額, 12支払日		
6	記録範囲	福祉灯油・物価高騰対策給付金受給対象世帯の世帯構成員		
7	記録情報の収集方法	本人,公簿確認,情報連携		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない		
9	記録情報の経常的提供先	無し		
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
	 政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し		
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16	備考			
17)	作成日 (最終修正日)	令和5年4月1日		

1	個人情報ファイルの名称	福祉灯油購入助成事業ファイル		
2	行政機関等の名称	但川市長		
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部福祉保険課		
4	個人情報ファイルの利用目的	福祉灯油購入助成金を支給するために利用する。		
5	個人情報ファイルの記録項目	1氏名,2生年月日,3住所,4宛名番号,5支給金額,6支払日		
6	記録範囲	福祉灯油購入助成金を支給した者		
7	記録情報の収集方法	本人,住民基本台帳		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない		
9	記録情報の経常的提供先	無し		
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ			
12	ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無			
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		
		-		

1	個人情報ファイルの名称	ピロリ菌検査システム	
2	 行政機関等の名称	旭川市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部国民健康保険課	
4	個人情報ファイルの利用目的	特定健診対象者へのピロリ菌検査費用を助成するために利用する。	
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1年度,2国保番号,3個人コード,4氏名,5生年月日,6性別,7年齢,8住所,9検査受診年月日,10ピロリ菌検査結果,11検査機関	
6	記録範囲	・国保特定健診等対象者のうち、ピロリ菌検査対象者 ・ピロリ菌検査受診者	
7	記録情報の収集方法	国民健康保険資格情報 ピロリ菌検査機関	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	無し	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別		
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
13	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し	
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16	備考		
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日	

1	個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療健康診査受診券発行等情報ファイル 			
2	行政機関等の名称	旭川市	旭川市長		
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉係	福祉保険部国民健康保険課		
4	個人情報ファイルの利用目的	後期份	健康診査受診券の発行等を行うために利用する。		
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1被保険者番号,2住所,3被保険者氏名(漢字),4生年月日,5年齢,6性別,7健診機関,8健診受診区分(未受診・受診),9交付年月日,10個人コード,11受診年月日,12喪失・除外区分,13喪失・除外年月日,14他保険受診区分(未受領・受領),15年度(受診券対象),16発行回数,17発行履歴,18有効期限,19電算事務情報			
6	記録範囲	歴のな	皮保険者(75歳年齢到達予定者・後期高齢者医療制度加入 ある者を含む。) 関係者(被保険者)		
7	記録情報の収集方法		等及び関係者による申請(届出),公簿確認,情報連携並 戦務権限等による方法		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含また	ない		
9	記録情報の経常的提供先	電子計算機システムの運用保守委託相手			
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階			
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し			
40	電子計算機処理に係る個人情報ファイ		法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
12	ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
(13)	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し			
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当			
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当			
16)	備考				
17)	作成日 (最終修正日)	令和5年4月1日			
		<u> </u>			

1	個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療情報ファイル		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部国民健康保険課		
4	個人情報ファイルの利用目的	後期高齢者医療に関する情報を管理するために利用する。		
\$	個人情報ファイルの記録項目	1被保険者番号, 2住所, 3氏名(漢字), 4氏名(力ナ), 5生年月日, 6年齢, 7性別, 8電話番号, 9宛名番号, 10過誤納情報(還行充当), 11管理別処理(メモ), 12期別情報, 13期割期別額, 14軽減額, 15決定保険料額, 16減免額, 17口座情報, 18資格取得事由, 19資格取得年月日, 20資格喪失事由, 21資格喪失年月日, 22資格送付先, 23充当先情報(還付充当), 24収入情報, 25収入日, 26収納事務情報(納入通知書・督促状・催告状・還付・滞納処分), 27収納保険料, 28所得情報, 29処分状況一覧(滞納), 30住登分情報, 31世帯員一覧, 32世帯所得, 33世帯納付状況, 34世帯番号, 35徴収方法変更, 36調定(相当)年度, 37調定保険料, 38適用開始年月日, 39適用終了年月日, 40特徵情報, 41特徵分仮徵収額変更情報, 42納期限, 43納終了年月日, 40特徵情報, 44引き抜き情報, 45賦課年度, 46返戻・公示送達情報, 47返戻物管理, 48保険料通知書発行, 49簿冊情報, 50未納情報(延滞金), 51未納情報(保険料), 52領収日, 53電算事務情報		
6	記録範囲	1 被保険者 (75歳年齢到達予定者・後期高齢者医療制度加入歴のある者を含む。) 2 世帯構成員(被保険者と同一の世帯に属する者) 3 関係者(被保険者・世帯構成員)		
7	記録情報の収集方法	本人等及び関係者による申請(届出), 公簿確認, 情報連携並び に職務権限等による方法		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない		
9	記録情報の経常的提供先	北海道後期高齢者医療広域連合、日本年金機構、旭川市指定金融機関及 び収納代理金融機関、電子計算機システムの運用保守委託相手		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
12	ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
(13)	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し		
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		

1	個人情報ファイルの名称	国民健康保険情報ファイル
2	     行政機関等の名称	旭川市長
3	 個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部国民健康保険課
4	個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険被保険者の資格確認、保険料賦課、保険料の収納 徴収、及び給付の管理を行うために利用する。
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1個人番号, 2宛名番号, 3国保番号, 4員番, 5氏名(漢字), 6氏名(为ナ), 7生年月日, 8続柄, 9学遠情報, 10取得年月日, 11喪失年月日, 12取得理由, 13喪失理由, 14前期高齡者有効期間, 15特定疾病, 16特定疾病受療証履歴情報, 17世帯番号, 18世帯主名(カナ), 19世帯主名(漢字), 20世帯情報, 21前期高齡者世帯情報, 22郵便番号, 23住所, 24電話番号, 25高齡者世帯判定情報, 26前期高齡者受給情報, 27前期高齡者正務十億年報, 28保険証発行情報, 29有効期限, 30長期該当日, 31異動年月日, 32届出年月日, 33特定同一世帯所属者情報, 34旧被扶養有情報, 35特例对象被保険者情報, 36個人番号, 37国保番号, 38賦課期日人数, 40期割額, 41決定保険料, 42医療分賦課額根拠情報, 43後期高齡支援金分賦課額根拠情報, 44介護賦課額根拠情報, 45減免合計額, 46異動情報, 47特別徵収, 48軽減情報, 49減免情報, 50収入情報, 51所得情報(総合課税), 52所得情報(分離課稅所得), 53年齡情報, 54住民稅情報, 55国保賦課標準等, 56所得激減情報, 57高額療養費算定基準所得, 58国保年間所得割額, 59課稅非課稅所得), 53年齡情報, 54住民稅情報, 55国保賦課標準等, 56所得激減情報, 57高額療養費算定基準所得, 58国保年間所得割額, 59課稅非課稅所得), 60個人番号, 61国保番号, 62診療年月, 63医療機関コード, 64氏名(カナ), 65生年月日, 66診療開始年月日, 67診療実日数, 68疾病コード, 69初診点数, 70指導管理点数, 70調剤技術基本料点数, 71合計点数又は金額, 72食事療養費, 73負担金額公費, 74公費番号, 75公費力, 76入份年月日, 77調剤処方医療機関コード, 78返戻理由, 79返戻年月日, 80薬剤一部負担金、81薬剤一部負担金公費, 82一部負担金、83国保番号枝番,
		〇給付情報(療養費) 84個人番号, 85 国保番号, 86診療年月, 87 世帯番号, 88 医療機関 コード, 89 世帯主名(カナ), 90 氏名(カナ), 91 氏名(漢字), 92生年 月日, 93決定額, 94支給額, 95療養期間, 96日数, 〇給付情報(高額療養費) 97個人番号, 98国保番号, 99診療年月, 100医療機関コード, 101世帯 主名(カナ), 102申請情報, 103支給情報, 104口座番号, 105貸付情 報, 106高額情報, 107課税区分, 108前期課税区分, 109支給回数, 110 支給年月日, 111合算区分, 112世帯合算費用額, 113世帯合算一部負担 金, 114支給額, 115支給済額, 116差引支給額, 117通知負担額, 118前 回通知負担額, 119却下理由, 120一部負担金, 121薬剤(外来分), 122申請年月日, 123返還理由, 〇給付情報(高額療養資金貸付) 124国保番号, 125診療年月, 126貸付年月日, 127貸付番号, 128貸付申請時情報, 129支給時情報, 130口座番号, 〇給付情報(認定証) 131個人番号, 132国保番号, 133適用区分, 134交付年月日, 135発効期日, 136有効期限, 137長期該当年月日, 138届出日, 139入院91日到達日, 〇収納情報 140個人番号, 141国保番号, 142調定年度, 143賦課年度, 144期別, 145課税額, 146納付期限, 147収納額, 148納付回数, 149確定延滞金額, 150延滞金収納額, 151領収日, 152異動年月日賦課更正, 153賦課更正事由, 154前月末状況, 155 還付末済金額, 156還付回数, 157還付済金額, 158前月末状況, 155 還付未済金額, 156還付回数, 157還付済金額, 158執行停止年月日, 159執行停止事由, 160執行停止取消年月日, 161執行停止取消事由, 162現在調定額, 163℃以通知書番号, 164収納日, 165戻出異動額, 166償還金異動額, 167還付加算金, 168還付金支払口座情報, 169延滞金免除, 170徴収猶予

6	記録範囲	1 被保険者 2 擬制世帯主 3 過去に被保険者であった者および過去に擬制世帯主であった者		
7	記録情報の収集方法	市民等から国民健康保険に関する各種届出及び職権等により、 システムへ当該情報を登録する。		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない		
9	記録情報の経常的提供先	1 転入地市町村 2 取りまとめ機関		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
12	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル (手作業) 処理に係			
	る個人情報ファイルの別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
13	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し		
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16)	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		

1	個人情報ファイルの名称	重度心	<b>込身障害者医療費助成情報ファイル</b>
2	行政機関等の名称	旭川市	ī.Ę
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉份	<b>保険部国民健康保険課</b>
4	個人情報ファイルの利用目的	重度心	込身障害者医療費を助成するために利用する。
\$	個人情報ファイルの記録項目	1受給者番号、2住所、3氏名(漢字)、4生年月日、5年齢、6性別、7電話番号、8(障害者)手帳有効期限、9(障害者手帳)申請交付年月日、10(障害者)手帳交付判定日、11宛名情報(別送先の氏名(カナ))、12宛名情報(別送先の氏名(漢字))、13宛名情報(別送先の氏名(漢字))、13宛名情報(別送先の氏名(漢字))、15宛名情報(別送先の任所)、14宛名情報(別送先の郵便番号)、15宛名情報(別送先の連絡先(電話番号))、16医療機関コード、17医療機関情報、18医療機関名、19医療助成高額申請管理、20医療費自己負担金(額)、21回収年月日(受給者証)、22回収理由(受給者証)、23限度額(高額療養費)、24高額療養費申請情報、25個人コード、26個人メモ、27資格有効期間、28取得年月日(資格)、32即得理由(資格)、30障害等級、31証有人3期間(受給者)、32初診時一部負担額(初診料)、33所得階層情報、34所得区分(課税・非課税)、35診療年月、36生計維持者個人コード、37利度(受給者証区分)、38世帯主個人コード、39所持有人コード、37初度、40喪失日日(受給者証)、43被保険者の記号・番号、44不足書類情報、45負担割合(額)、46扶養義務者個人コード、47返戻年月、48保険者情報、49保険者番号、50保険種別(公的医療)、51保険有効期間、52高額支給世帯情報、53電算事務情報(メンテナンス項目等)	
6	記録範囲	受給者 計維持	皆(対象者を含む。), 生計維持者, 関係者(受給者・生 時者)
7	記録情報の収集方法		等及び関係者による申請(届出),公簿確認,情報連携並 強務権限等による方法
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	電子詞	†算機システムの運用保守委託相手
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地		称)旭川市市民生活部地域活動推進課 :地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
(12)	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係		法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
	る個人情報ファイルの別		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
13)	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し	
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16	備考		
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日	

1	個人情報ファイルの名称	特定健診・特定保健指導システム		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部国民健康保険課		
4	個人情報ファイルの利用目的	旭川市国保加入者(35~74歳)の特定健診を実施するために利 用する。		
(3)	個人情報ファイルの記録項目	1年度, 2国保番号, 3氏名, 4個人コード, 5性別, 6生年月日, 7年齢, 8住所, 9電話番号, 10年齢区分, 11健診受診区分, 12健診結果受領区分, 13受診券整理番号, 14有効期限, 15喪失・除外区分, 16喪失・除外年月日, 17国保番号, 18氏名, 19個人コード, 20性別, 21生年月日, 22年齢, 23住所, 24年齢, 25受診券整理番号, 26交付年月日, 27有効期限, 28窓口負担, 29当初発行又は再発行の別, 30個人コード, 31国保番号, 32氏名, 33性別, 34生年月日, 35住所, 36受診券整理番号, 37有効期限, 38健診年月日, 39委託料区分コード, 40健診実施機関, 41既往歴, 42自覚症状, 43他覚症状, 44家族歴, 45身長, 46体重, 47腹囲, 48BMI, 49収縮期血圧, 50拡張期血圧, 51採血時間, 52中性脂肪, 53HDLコレステロール, 54LDLコレステロール, 55GOT, 56GPT, 57 γ-GTP, 58血糖, 59HbA1c, 60尿糖, 61尿蛋白, 62尿潜血, 63血清クレアチニン, 64血清尿酸, 65服薬1血圧, 66服薬2血糖, 67服薬3脂質, 68既往歴1脳血管, 69既往歴2心血管, 70既往歴3腎不全・人工透析, 71貧血, 72喫煙, 73メタボリック判定, 74保健指導レベル, 74医師の判断所見, 76医師の氏名, (貧血検査), 77へマトクリット値, 78血色素量, 79赤血球数, 80貧血検査実施理由, (心電図検査) 81所見, 82心電図検査実施理由, (心電図検査) 83シェイエH, 84シェイエS, 85眼底所見, 86眼底検査実施理由		
6	記録範囲	特定健診等の対象者,特定健診等対象者の受診券発行履歴,特定健診 等の受診結果		
7	記録情報の収集方法	国民健康保険資格情報,健診実施医療機関		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む		
9	記録情報の経常的提供先	北海道国民健康保険団体連合会		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
12	電子計算機処理に係る個人情報ファイルスはマニュアル(手作業)処理に係	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
	る個人情報ファイルの別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
13)	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	<u> </u>		
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16)	備考			
17)	作成日 (最終修正日)	令和5年4月1日		

<u> </u>	(目報ファイル海(年景)	
1	個人情報ファイルの名称	特定保健指導システム
2	行政機関等の名称	旭川市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部国民健康保険課
4	個人情報ファイルの利用目的	特定健診受診者の検診結果を管理するために利用する。
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1地区NO、2結果通知日、3保健指導区分、4階層化結果、5個人番号、6受診券番号、7氏名、8フリガナ、9生年月日、10性別、11郵便番号、12住所、13電話番号、14年度末年齢、15健診種別、16受診日、17医療機関名、18医師名、19採血時間、20身長、21体重、22BM1、23腹囲、24LDLコルステロール、25中性脂肪、26HDLコルステロール、27AST、28ALT、29ァーGT、30血清尿酸、31収縮期血圧、32拡張期血圧、33空腹時血糖、34随時血糖(H30~)、35食直後血糖、36随時血糖(~H29)、37HbA1 c、38尿糖、39尿蛋白、40尿潜血、41血清かりデェン、42eGFR、43赤血球、44ヘマトクリット、45血色素、46貧血実施理由、47眼底SH、48眼底SS、49眼底所見、50眼底実施理由、51心電図所見有無、52心電図所見、53心電図実施理由、54メタボ判定、55医師判断、56既往歴有無、57既往歴、58自覚症状、有無、59自覚症状、60他覚症状有無、61他覚症状、62家族歴、63家族歴1(高血圧)、64家族歴2(糖尿病)、65家族歴3(脂質異常症)、66家族歴1(高血症)、67家族歴2(糖尿病)、65家族歴6(心臓病)、66家族歴2(精尿中)、68家族歴6(心臓病)、66家族歴(高流症)、77形往歴)、71治療中名(脂質異常症)、75治療中名(脂質異常症)、76既往歴1(脳血管)、77既往歴,71治療中名(精風)、72治療中3(脂質異常症)、76既往歴1(脳血管)、77既往歴2(心疾患)、78既往歴3(腎不全・人工透析)、79服薬 1(血圧)、80服薬2(糖尿病)、81服薬3(腎不全・人工透析)、79服薬 1(血圧)、80服薬2(糖尿病)、81服薬3(腎不全・人工透析)、79服薬理性、84分影動奨判定値、85圧・糖・脂の治療の有無、86券区分、87年代、88家族受診、89血圧分類、90脂質分類、91CKD分類、92CKD病期、93糖尿病分類(H30~)、94糖尿病分類(~H29)、95情報提供資料番号、96個別支援区分、97健康手帳、98 DMプログラム、99 C K D 該当、100未:心房細動、101未:尿蛋白、102未:糖、103未:血圧、104未:脂質、105治療:糖、
		106治療:血圧、107治療:脂質、108未・治・重複、109脱退日、110事前アポ実施日、111事前アポ 実施職種、112事前アポ 実施者、113事前アポ 支援形態、114郵送資料、115事前アポ 面接不可理由、116事前アポ コメント、117事前アポ 欠回支援方法、118事前アポ 次回支援時期、119事前アポ コメント、117事前アポ 次回支援方法、118事前アポ 次回支援時期、119事前アポ 電話がけ最中、120継続支援1 日付、121継続支援1 支援形態、122継続支援3 支援形態、126継続支援4 日付、127継続支援4 支援形態、128受診・治療 対象判定日、129受診・治療 支援方法、130受診・治療 財務判定日、129受診・治療 支援方法、130受診・治療 評価進捗、131初回 予定日、132初回 実施者、133初回 進捗、134初回 実施職種、135初回 実施者、136初回 同時実施者、137初回 支援場所、141初回 実施時間、142行動目標 1、143行動計画 1、144行動計画 2、145行動計画 3、146喫煙状況、147 1 予定日、148 1 実施日、149 1 進捗、150 1 実施職種、151 1 実施者、152 1 同時実施者、153 1 支援形態、154 1 支援方法、155 1 支援場所、156 1 実施時間、157 1 ポイント、158 1 本人実行度 1、159 1 本人実行度 2、166 1 実施問、157 1 ポイント、158 1 本人実行度 1、165 1 実施者実行度 2、166 1 実施者実行度 6、164 1 実施者実行度 1、165 1 実施者実行度 5、169 1 実施者実行度 6、170 2 予定日、171 2 実施日、172 2 進捗、173 2 実施職種、174 2 実施者、175 2 同時実施者、176 2 支援形態、177 2 支援方法、178 2 支援場所、179 2 実施時間、180 2 ポイント、181 2 本人実行度 1、182 2 本人実行度 2、183 2 本人実行度 3、
		184 2 本人実行度 4, 185 2 本人実行度 5, 186 2 本人実行度 6, 187 2 実施者実行度 1, 188 2 実施者実行度 2, 189 2 実施者実行度 3, 190 2 実施者実行度 4, 191 2 実施者実行度 5, 192 2 実施者実行度 6, 193 3 予定日、194 3 実施日、195 3 進捗、196 3 実施職種、197 3 実施者、198 3 同時実施者、199 3 支援形態、200 3 支援方法、201 3 支援場所、202 3 実施時間、203 3 ポイント、204 3 本人実行度 1, 205 3 本人実行度 2, 206 3 本人実行度 3, 207 3 本人実行度 1, 205 3 本人実行度 2, 206 3 本人実行度 3, 207 3 本人実行度 1, 211 3 実施者実行度 5, 209 3 本人実行度 6, 210 3 実施者実行度 1, 211 3 実施者実行度 5, 215 3 実施者実行度 6, 216 4 予定日、217 4 実施日、218 4 進捗、219 4 実施職程、220 4 実施者、221 4 同時実施者、222 4 支援形態、223 4 支援方法、224 4 支援場所、225 4 実施時間、226 4 ポイント、227 4 本人実行度 1, 228 4 本人実行度 2, 229 4 本人実行度 3, 230 4 本人実行度 1, 234 4 実施者実行度 5, 232 4 本人実行度 6, 233 4 実施者実行度 1, 234 4 実施者实行度 5, 235 4 実施者实行度 3, 236 4 実施者实行度 1, 234 4 実施者实行度 5, 238 4 実施者实行度 6, 239 5 予定日、240 5 実施問、241 5 進捗、242 5 実施職種、243 5 実施者、244 5 同時実施者、245 5 支援形態、246 5 支援方法、247 5 支援場所、

	ı	i	
		248 5 実施時間 249 5 ポイント、250 5 本人実行度 1, 251 5 本人実行度 2, 252 5 本人実行度 3, 253 5 本人実行度 4, 254 5 本人実行度 5, 255 5 本人実行度 6, 256 5 実施者実行度 1, 257 5 実施者実行度 5, 261 5 実施者実行度 3, 255 実施者実行度 1, 264 中間 実施日 264 中間 美た 265 5 実施者実行度 6, 261 5 実施者実行度 6, 262中間 予定日、263中間 実施日 264 中間 進捗, 265 中間 実施職種 266 中間 実施者、267 中間 同時実施者、268中間 支援形態、269中間 支援方法、270中間 支援場所、271 中間 実施時間、272 中間 ポイント、273 中間 体重、274 中間 8MI、275 中間 腹囲、276 中間改善状況 栄養・食生活、277 中間改善状況 身体活動、278 中間改善状況 関連 本人実行度 1, 280 中間 実施者実行度 2, 281 中間本人具行度 3, 282 中間 実施者実行度 1, 283 中間 実施者実行度 2, 284 中間実施者実行度 3, 282 中間 実施者実行度 1, 283 中間 実施者実行度 2, 284 中間実施者実行度 3, 285 行動目標 2, 286 行動計画 4, 287 行動計画 5, 288 行動計画 6, 289 最終評価 進捗、290 最終評価 予定日、291 最終評価実施者、295 実績評価 支援形態、296 実績評価 支援方法、297 実績評価 支援場所、298 実績評価 支援形態、296 実績評価 支援方法、297 実績評価 支援場所、298 実績評価 東施時間、299 実績評価 ボイント、300 実績評価 支援場所、28 実績評価 実施時間、299 実績評価 本人支行度 1, 307 評価 本人実行度 2, 308 評価 本人実行度 1, 307 評価 本人実行度 2, 308 評価 本人実行度 1, 307 評価 本人実行度 2, 308 評価 本人実行度 3, 309 評価 本人実行度 4,	
		310 評価 本人実行度 5, 311 評価 本人実行度 6, 312 評価 実施者実行度 1, 313 評価 実施者実行度 2, 314 評価 実施者実行度 3, 315 評価 実施者実行度 1, 313 評価 実施者実行度 2, 314 評価 実施者実行度 3, 315 評価 実施者実行度 6, 318 か月後確認回数, 319 6か月後コメント, 320 途中終了理由, 321 途中終了コメント, 322支援A ポイント数合計, 323支援 ポイント数合計, 324支援 ポイント数合計, 325基金報告年度, 326国保 実施日, 327国保 実施職種, 328国保実施者, 329国保 支援形態, 330国保 事後コメント, 331 DM手帳発行	
6	記録範囲	特定健診受診者 特定保健指導対象者 特定保健指導利用者	
7	記録情報の収集方法	□・特定健診・特定保健指導システムからのデータ移行 □・特定保健指導実施者	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む	
9	記録情報の経常的提供先	無し	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
_	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル (手作業) 処理に係る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
12)		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
13)	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し	
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨		
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16)	備考		
	İ		

1	個人情報ファイルの名称	敬老会対象者名簿		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部長寿社会課		
4	個人情報ファイルの利用目的	敬老会の参加対象者を把握するために利用する。		
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1名前,2住所,3性別,4生年月日,5世帯主氏名,6担当地区名		
6	記録範囲	令和4年度に77歳以上になる市民		
7	記録情報の収集方法	住民基本台帳		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
9	記録情報の経常的提供先	無し		
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
12		■ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	_		
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		

	-		
1	個人情報ファイルの名称	高齢者バス料金助成事業情報ファイル	
2	行政機関等の名称	旭川市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部長寿社会課	
4	個人情報ファイルの利用目的	高齢者バス料金助成乗車証 (寿バスカード) の申請及び交付状 況を管理するために利用する。	
5	個人情報ファイルの記録項目	1氏名, 2生年月日, 3住所, 4電話番号, 5個人コード(宛名番号), 6整理番号, 7カードNo, 8カード交付状況	
6	記録範囲	当該業務の申請者,当該業務の対象高齢者	
7	記録情報の収集方法	本人,住民基本台帳	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	市民課(支所・出張所), 地域活動推進課(東部まちづくりセンター)	
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階	
	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	<u></u> 有り	
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当	
16	備考		
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日	

1	個人情報ファイルの名称	高齢者等屋根雪下ろし事業情報ファイル	
2	行政機関等の名称	旭川市長	
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部長寿社会課	
4	個人情報ファイルの利用目的	高齢者等屋根雪下ろし事業における申請情報を管理するために 利用する。	
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1氏名, 2生年月日, 3住所, 4電話番号, 5家族構成, 6課税状況, 7家屋の状況, 8民生委員の地区・氏名, 9申請・判定情報	
6	記録範囲	当該業務の申請者及び家族、担当民生委員・児童委員	
7	記録情報の収集方法	本人,住民基本台帳	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	市民税課、民生委員・児童委員	
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別		
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	有り	
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16)	備考		
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日	

1	個人情報ファイルの名称	三療助成交付台帳	
2	行政機関等の名称	旭川市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部長寿社会課	
4	個人情報ファイルの利用目的	三療助成券配付事務における本人の資格審査のために利用する。	
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1氏名,2住所,3性別,4生年月日	
6	記録範囲	市内在住の70歳以上の方	
7	記録情報の収集方法	本人・住民基本台帳	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	市民課(支所・出張所), 地域活動推進課(東部まちづくりセンター)	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別		
12		■ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	_	
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当	
16	備考		
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日	

1	個人情報ファイルの名称	住宅前道路除雪事業情報ファイル	
2	行政機関等の名称	旭川市長	
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部長寿社会課	
4	個人情報ファイルの利用目的	住宅前道路除雪事業における申請情報を管理するために利用す る。	
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1氏名, 2生年月日, 3住所, 4電話番号, 5健康状態, 6介護認定 状況, 7障害等級, 8家族構成, 9民生委員の地区・氏名, 10申 請・判定情報	
6	記録範囲	当該業務の申請者及び家族、担当民生委員・児童委員	
7	記録情報の収集方法	本人,住民基本台帳	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	土木事業所, 雪対策課, 民生委員・児童委員, 市民委員会・町 内会	
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
10	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	有り	
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16	備考		
17)	作成日 (最終修正日)	令和5年4月1日	
-			

_				
1	個人情報ファイルの名称	地域包括支援センター支援システム		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部長寿社会課		
4	個人情報ファイルの利用目的	市と地域包括支援センターをネットワーク回線で結び、地域包括支援センターの業務において収集した情報と市の情報を一体的に管理することで、相談対応時の適切かつ円滑な対応を図り、地域における高齢者の支援を効果的に行うために利用する。		
\$	個人情報ファイルの記録項目	1氏名,2性別,3生年月日,4年齡,5住所,6日常生活自立度,7 障害等認定状況,8住居環境,9経済状況,10家族構成,11電話 番号,12緊急連絡先,13ADL,14IADL,15介護認定状況,16把握 経路		
<b>6</b>	記録範囲	高齢者		
7	記録情報の収集方法	本人, 家族, 地域包括支援センター職員, 介護支援専門員, 関 係機関		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む		
9	記録情報の経常的提供先	地域包括支援センター		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	有り		
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
16)	備考			
11)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		
	<del></del>			

1	個人情報ファイルの名称	長寿者名簿	
2	行政機関等の名称	旭川市長	
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部長寿社会課	
4	個人情報ファイルの利用目的	100歳祝い状・お祝い品贈呈対象者を把握するために利用する。	
5	個人情報ファイルの記録項目	1名前,2住所,3性別,4生年月日	
6	記録範囲	今年度100歳になる市民	
7	記録情報の収集方法	本人・住民基本台帳	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	厚生労働省・北海道庁	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し	
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16	備考		
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日	

· 3.	
· 3.	
· 5.	
<b>V</b> 6	
1名前,2住所,3性別,4生年月日,5世帯主氏名,6担当民生委 員名,7支給状況,8未支給理由等	
地区民生委員児童委員協議会	
i課 148番地 旭川市総合庁	
アイル)	
処理ファイル)	
非該当	
非該当	
令和5年4月1日	
ア	

(1)	個人情報ファイルの名称	保健福	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		旭川市		
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称		福祉保険部長寿社会課	
4	個人情報ファイルの利用目的	養護老	人ホームの入所措置を行うために利用する。	
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1識別番号、2氏名、3性別、4生年月日、5年齢、6住所、7電話番号、8収入状況、9家族の状況、10申請状況、11措置状況		
6	記録範囲	当該業	務の対象高齢者及びその親族	
7	記録情報の収集方法	本人,	支援者,住民基本台帳	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まな	ι\	
9	記録情報の経常的提供先	〔外部提供〕 養護老人ホーム		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別		去第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
12			去第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
13	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	 有り		
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年	<b></b>	

1	個人情報ファイルの名称	介護保険システム	
2	行政機関等の名称	旭川市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部介護保険課	
4	個人情報ファイルの利用目的	介護保険資格・認定情報管理,保険料賦課・徴収,受給者管理,給付 実績管理に係る業務,介護予防・日常生活支援総合事業を行うために 利用する。	
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1被保険者の氏名、2生年月日、3年齢、4住所、5世帯構成員、6被保険者番号、7第1号被保険者・第2号被保険者の別、8個人及び世帯の所得状況、9住民税情報、10生活保護情報、11要介護・支援区分・認定日・有効期間・事業対象者・訪問調査・意見書情報などの認定情報、12介護保険に関する書類の送付先情報、13介護保険自己負担割合、14介護サービスの利用状況とそのサービス提供事業者、15介護保険賦課徴収情報(保険料・所得段階・納付状況・銀行口座等)、16サービス受給者情報、17介護保険サービスに係る各種申請情報	
6	記録範囲	1 介護保険法(平成9年法律第123号)第9条第1項に規定する第一号被保険者及び同条第2項に規定する第二号被保険者であって要介護(要支援)認定申請をした者 2 介護保険法第13条第1項及び第2項により本市の被保険者となる者 3 1及び2と同一の世帯にある者	
7	記録情報の収集方法	1 本人又は本人の代理人からの申告 2 実施機関内の情報連携,他の行政機関・独立行政法人等(デジタル庁,医療保険者,日本年金機構,年金保険者),地方公共団体・地方独立行政法人(各市町村)及び国民健康保険団体連合会からの提供	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨		
9	記録情報の経常的提供先	番号法(平成25年法律第27号)第19条第8号別表第二に定める情報照会者,北海道国民健康保険団体連合会,基幹系情報システム運用保守業務委託業者,基幹系情報システム帳票データ印刷及び事後処理業務委託業者	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
12	ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
13)	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し	
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16	備考		
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日	

1	個人情報ファイルの名称	旭川保健福祉情報システム(障害福祉課マイナンバー非利用業 務)		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部障害福祉課		
4	個人情報ファイルの利用目的	福祉タクシーチケットを支給するために利用する。		
\$	個人情報ファイルの記録項目	1個人番号,2氏名,3生年月日,4性別,5住所,6電話番号,7住 民登録情報,8続柄,9本籍,10家族,11障害福祉に関するデー タ		
6	記録範囲	本人及びその家族		
7	記録情報の収集方法	申請書類		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	<b>含む</b>		
9	記録情報の経常的提供先	無し		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
13	 政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し		
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
16	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		
-				

1	個人情報ファイルの名称	旭川保健福祉情報システム(障害福祉課マイナンバー利用業 務)		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部障害福祉課		
4	個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳,療育手帳,精神障害者保健福祉手帳,自立支援医療(精神通院医療・更生医療),補装具,日常生活用具,障害児通所支援等の支給決定,障害福祉サービス等の支給決定を行うために利用する。		
5	個人情報ファイルの記録項目	1個人番号, 2氏名, 3生年月日, 4性別, 5住所, 6電話番号, 7住 民登録情報, 8続柄, 9本籍, 10家族, 11市民税データ, 12障害 福祉に関するデータ		
6	記録範囲	本人及びその家族		
7	記録情報の収集方法	申請書類		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む		
9	記録情報の経常的提供先	[外部提供]自治体中間サーバー		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
12	ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
13)	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し		
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
16	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		
	•			

	-			
1	個人情報ファイルの名称	旭川市住民税均等割のみ課税世帯給付金情報ファイル		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部生活支援課		
4	個人情報ファイルの利用目的	住民税均等割のみ課税世帯給付金を支給するために利用する。		
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1氏名、2カナ氏名、3住所、4生年月日、5住民コード、6性別、7お問い合わせ番号、8続柄、9扶養者、10備考、11R4納税・課税状況、12閲覧制限フラグ、13支給状況、14支給区分、15確認書送付日付、16申込書状況区分、17申込書状況日付、18交付判定日、19交付判定区分、20振込予定日、21金融機関コード、22金融機関名、23支店コード、24支店名、25口座種類、26口座番号、27口座名義		
6	記録範囲	基準日において住民基本台帳に記録されている者及び住民税均 等割のみ課税世帯給付金支給対象者		
7	記録情報の収集方法	住民基本台帳記録システムから抽出、本人からの申告		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない		
9	記録情報の経常的提供先	無し		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し		
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
15	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16)	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		
-				

1	個人情報ファイルの名称	旭川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファイ ル(社会福祉協議会提供リスト)		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部生活支援課		
4	個人情報ファイルの利用目的	旭川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給における申請世帯の資格を審査するために利用する。		
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1NO., 2都道府県, 3氏名(カナ), 4氏名(漢字), 5生年月日, 6郵便番号, 7住所, 8電話番号1, 9電話番号2, 10地区コード, 11地区名, 12再貸付の決定月, 13再貸付の最終送金月, 14初回(または延長)地区コード, 15初回(または延長)地区名, 16初回(または延長)貸付決定日の年月, 17初回(または延長)最終送金月, 18弁護士事務所等住所に変更する直前の市町村, 19移転		
6	記録範囲	生活福祉資金緊急小口資金及び総合支援資金(初回貸付・再貸付)を借り受けた者(R2.3~R4.12)		
7	記録情報の収集方法	社会福祉協議会からの提供		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない		
9	記録情報の経常的提供先	無し		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
12		■ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無			
14	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
16)	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		
-				

1	個人情報ファイルの名称	旭川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金ファ <i>・</i> ル(申請者リスト)	
2	行政機関等の名称	旭川市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部生活支援課	
4	個人情報ファイルの利用目的	旭川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給に おける申請世帯の資格を審査するために利用する。	
<b>⑤</b>	個人情報ファイルの記録項目	1(当初~11月末版)氏名、2(再支給版)氏名、3(延長版)氏名、4(当初~11月末版)力ナ氏名、5(再支給版)力ナ氏名、6(延長版)力ナ氏名、7(当初~11月末版)郵便番号、8(再支給版)郵便番号、9(延長版)郵便番号、10(当初~11月末版)生年月日、14(東支給版)所、12(延長版)住所、13(当初~11月末版)生年月日、14(東支給版)生年月日、14(電話番号、18(延長版)生年月日、16(電話番号、18(延長版)世帯人数、21(延長版)世帯人数、22(当初~11月末版)世帯人数、21(再支給版)是等月、29(四五公司,24(四五公司,24)是版》是版》是有,25(四五公司,24)是版》是有,26(可五公司,24)是版》是有,26(可五公司,25)是版》是有,26(可五公司,25)是版》是有,26(可五公司,26)是版》是有,26)有五公司,26)是版》是有,26)有五公司,26)是版》是有,26)有五公司,26)是有,26)是是版》由,26(可一下,26)是有,27(回一下,26(可一下,26)是有,27(可一下,26)是有,27(可一下,26)是有,27(可一下,26)可一下,26(可一下,26)是有,27(可一下,26)可一下,26(可一下,26)是版》与26(可一下,26)是版》,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下,26)是版》,26(可一下)26)是版》,26(可一下)26)是版》,26(可一下)26)是版》,26(可一下)26)是版》,26(可一下)26)是版》,26(可一下)26)是版》,26(可一下)26)是版》,26(可一下)26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,26)是版》,2	
6	記録範囲	旭川市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を申請 した者	
7	記録情報の収集方法	本人の申告、社会福祉協議会からの提供	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	無し	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	

(12)	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別		法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
			法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
13)	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	_	_	
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16)	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		

		<u></u>	
1	個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金情報ファイル	
2	行政機関等の名称	旭川市長	
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部生活支援課	
4	個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金を支給するために利 用する。	
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1氏名, 2カナ氏名, 3住所, 4生年月日, 5住民コード, 6性別, 7お問い合わせ番号, 8続柄, 9扶養者, 10備考, 11R3納税・課税状況, 12R4課税状況, 13閲覧制限フラグ, 14支給状況, 15支給区分, 16確認書送付日付, 17申込書状況区分, 18申込書状況日付, 19交付判定日, 20交付判定区分, 21振込予定日, 22金融機関コード, 23金融機関名, 24支店コード, 25支店名, 26口座種類, 27口座番号, 28口座名義	
6	記録範囲	基準日において住民基本台帳に記録されている者及び非課税世 帯等臨時特別給付金支給対象者	
7	記録情報の収集方法	住民基本台帳記録システムから抽出、本人からの申告	
	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	無し	
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別		
		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し	
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16	備考		
11)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日	

1	個人情報ファイルの名称	生活つなぎ資金貸付システム		
2	行政機関等の名称	旭川市長		
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部生活支援課		
4	個人情報ファイルの利用目的	生活つなぎ資金返済金の収納状況を管理するために利用する。		
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1氏名,2住所,3郵便番号,4電話番号,5職業,6生活保護受給 状況,7世帯情報,8貸付情報		
6	記録範囲	生活つなぎ資金の貸付を受けた者		
7	記録情報の収集方法	本人、申請書、挙証資料、住民基本台帳システム		
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない		
9	記録情報の経常的提供先	保護第1課,保護第2課,保護第3課		
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市総合庁 舎1階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
19	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)		
12		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)		
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	<u></u> 無し		
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	非該当		
16	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		

### 個人情報ファイル領

四八	、情報ファイル簿		
1	個人情報ファイ ルの名称	生活保護事務ファイル	
2	行政機関等の名 称	旭川市長	
3	個人情報ファイル が利用に供される 事務をつかさどる 組織の名称	福祉保険部生活支援課	
4	個人情報ファイ ルの利用目的	生活保護の開始,変更,廃止などを行うために利用する。	
6	個人情報ファイルの記録項目	昼録SEQ番号(世帯),2登録SEQ番号(個人),3世帯員番号、4氏名、5氏名(本名),6本名印字区分、7旧姓、8氏名(カナ),9旧姓(カナ),10性別、11縁柄、12生年月日、13国籍コード、14宛名番号、15受給省番号(固定),16世帯が超区分、17分離年月日、10保護閉始中月日、19保護廃止年月日、20保護開始前の産疾候除、21障害・傷病医人22動務先、23本籍地(1)、24本籍地(2)、25種類者、26種頃者との関係。27億素、28様図区分、39核理区分、39核理区分、39核理区分、39核理区分、39核理区分、30核理年月日、40株質質(認定)、41家賃(日割を担える)、42家賃(日割の、43家賃(日製金)、31調書番号、32異動番号、33異動年月日、43異動回数、35世帯異数区分、36住宅費区分、37家賃繳地区分、38家賃日割区分、39家賃(居宅)、47第二報費(別居)、41家賃(日割を担える)、42家賃(日割の、43家賃(日製)、43家賃(日製)、43家賃(日製)、43家賃(日製)、金金を入口、45家賃(制金) 45家買、10年以、56第二報費(別居)、45第二租費(別居)、45第二日報(別居)、56第二租費(別居)、56第二租費(別居)、56第二租費(別居)、56第二租費(別居)、56第二租費(別居)、56第二租費(別居)、56第二租費(別居)、57年条加算(31股)、58を参加算(別居)、56数条状動、63歳等技動、64分建技助、64分建技助、65を集技助、64分建技助、67年表社助、62年主社助、62年主社助、62年主社助、63教育技動、64分建技出助、65医療技助、66世系技動、64分理技力、79技能習得費(発表・37年教費、78年教費、79年教費、79年教費、79年教費、79年教費、48年教育、99年教育、48年教育、79年教費、48年教育、19年教育、48年教育、48年教育、18日教育、18年教育、18年教育、18日教育、18年教育、18年教育、18年教育、18年教育、18年教育、18日教育、18年教育、18日教育、18年教育、18日教育、18年教育、18日教育、18年教育、18日教育、18年教育、18日教育、18年教育、18日教育	
6	記録範囲	生活保護法(昭和25年法律第144 号)第6条第2項に規定する要保護者及び同条第1項に規定する被保護者であった者	
7	記録情報の収集 方法	本人又は本人の代理人、行政機関・独立行政法人等、他地方公共団体	
8	記録情報に要配 慮個人情報が含 まれるときは, その旨	含む	
9	記録情報の経常 的提供先	水道局料金課、障害福祉課、市民課、国民健康保険課、教育委員会学務課、廃棄物処理課、市営住宅課、介護保険課、市民税課 他自治体の税務、国民健康保険、介護保険、又は生活保護関連部署、税務署	
10	開示請求等を受 理する組織の名 称及び所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁舎3階	
11)	他の法令の規定 による訂正又は 利用停止の制度		
<b>(19</b> )	電子計算機処理に 係る個人情報ファ イル又はマニュア	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
(12)	ル(手作業)処理 に係る個人情報 ファイルの別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
13)	政令第21条第7 項に該当する個人 情報ファイルの有	有り	
14)	行政機関等匿名加 工情報に関する品 案の募集をする個 人情報ファイルで ある旨	非該当	

15)	記録情報に条例要配慮個人情 報が含まれているときはその 旨	非該当
16	備考	
17)	作成日(最終修 正日)	令和5年4月1日

1	個人情報ファイルの名称	生活保	生活保護受給者等レセプト情報ファイル	
2	行政機関等の名称	旭川市	旭川市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保	福祉保険部生活支援課	
4	個人情報ファイルの利用目的	生活保 に利用	護受給者等についてのレセプトを閲覧及び点検するため  する。	
\$	個人情報ファイルの記録項目	生年月	1ケース番号、2世帯員番号、3氏名、4氏名(カナ)、5性別、6 生年月日、7郵便番号、8住所1(市区町村)、9住所2(方書き 1)、10住所3(方書き2)、11電話番号1、12電話番号2	
6	記録範囲		護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定 保護者及び同条第1項に規定する被保護者であった者	
7	記録情報の収集方法	社会保	険診療報酬支払基金からの提供	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まな	· LV	
9	記録情報の経常的提供先	無し		
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階		
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し		
	電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別		法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
12			法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
13)	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	有り		
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当		
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当		
16)	備考			
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日		
-				

1	個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金情報ファイル	
2	行政機関等の名称	旭川市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部生活支援課	
4	個人情報ファイルの利用目的	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給するために利用する。	
\$	個人情報ファイルの記録項目	1氏名,2カナ氏名,3住所,4生年月日,5住民コード,6性別,7 お問い合わせ番号,8続柄,9扶養者,10備考,11R4課税状況, 12閲覧制限フラグ,13支給状況,14支給区分,15確認書送付日 付,16申込書状況区分,17申込書状況日付,18交付判定日,19 交付判定区分,20振込予定日,21金融機関コード,22金融機関 名,23支店コード,24支店名,25口座種類,26口座番号,27口 座名義	
6	記録範囲	基準日において住民基本台帳に記録されている者及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給対象者	
7	記録情報の収集方法	住民基本台帳記録システムから抽出、本人からの申告	
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	無し	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市6条通9丁目46番地 旭川市総合庁 舎1階	
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し	
120	電子計算機処理に係る個人情報ファイ	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	
12	ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)	
13)	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し	
14	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当	
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当	
16)	備考		
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日	

1	個人情報ファイルの名称	被保護者健康管理支援事業ファイル
2	行政機関等の名称	旭川市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部生活支援課
4	個人情報ファイルの利用目的	生活保護受給者に医療及び生活の面から健康管理に対する支援 を行うために利用する。
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1保護者情報, 2医療券調剤券情報, 3地区担当員情報, 4他法他施策情報, 5医療費情報, 6疾病別医療費状況_医療機関別情報, 7健診・問診情報, 8受診状況情報, 9処方明細情報, 10傷病情報, 11受診行動適正化指導候補者情報, 12患者別傷病別処置一覧(重複受診)情報, 13患者別傷病別処置一覧(頻回受診)情報, 14患者別傷病別処置一覧(重複服薬)情報, 15患者別重複服薬薬品一覧情報, 16糖尿病性腎症重症化予防候補者情報, 17難病分析対象者情報, 18自立支援医療対象者情報, 19月別自立支援医療対象者情報, 20患者別傷病別処置一覧(精神通院)情報, 21ジェネリック医薬品対象者情報, 22ジェネリック医薬品対象者別後発品リスト情報, 23薬剤併用禁忌対象者リスト情報, 24薬剤併用禁忌医薬品リスト情報, 25薬剤併用回避対象者リスト情報, 26薬剤併用回避医薬品リスト情報
6	記録範囲	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要 保護者及び同条第1項に規定する被保護者であった者
7	記録情報の収集方法	生活保護システム及びレセプト管理システムの情報を委託業者に提出し,当該事業に必要な情報に加工されたデータを健康管理支援システムに取り込み収集
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含む
9	記録情報の経常的提供先	無し
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称) 旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地) 〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し
12)	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し
14)	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	
15)	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当
16)	備考	
17)	作成日(最終修正日)	令和5年4月1日

1	個人情報ファイルの名称	物価高騰重点支援給付金情報ファイル
2	行政機関等の名称	旭川市長
	個人情報ファイルが利用に供される事 務をつかさどる組織の名称	福祉保険部生活支援課
4	個人情報ファイルの利用目的	物価高騰重点支援給付金を支給するために利用する。
(5)	個人情報ファイルの記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4住民コード、5性別、6住民コード、7お問い合わせ番号、8続柄、9扶養者、10備考、11支給区分、12確認書送付日付、13申請書状況区分、14申込書状況日付、15交付判定日、16交付判定区分、17R5納税・課税状況、18振込予定日、19金融機関コード、20金融機関名、21支店コード、22支店名、23口座種類、24口座番号、25口座名義、26閲覧制限フラグ
6	記録範囲	基準日において住民基本台帳に記録されている者及び物価高騰 重点支援給付金支給対象者
7	記録情報の収集方法	住民基本台帳記録システムから抽出,本人からの申告
8	記録情報に要配慮個人情報が含まれる ときは、その旨	含まない
9	記録情報の経常的提供先	無し
	開示請求等を受理する組織の名称及び 所在地	(名 称)旭川市市民生活部地域活動推進課 (所在地)〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地 旭川市総合庁 舎3階
11)	他の法令の規定による訂正又は利用停 止の制度	無し
	電子計算機処理に係る個人情報ファイ ル又はマニュアル(手作業)処理に係 る個人情報ファイルの別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
12)		法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する個人情 報ファイルの有無	無し
	行政機関等匿名加工情報に関する提案 の募集をする個人情報ファイルである 旨	非該当
	記録情報に条例要配慮個人情報が含ま れているときはその旨	非該当
16	備考	
11)	作成日(最終修正日)	令和5年6月21日
	•	